

■事務室の方へ 恐れ入りますが、分会長さんへお渡しください

長野高教組FAXニュース	増刷りの上、職場のみなさんに配布してください。
〒380-8790 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール naganokokyoso@educas.jp HP http://naganokokyoso.com/ FAX ニュースは、HP からダウンロードできます	2022 年 10 月 17 日 (月) No. 403 (22-08)

人事委員会勧告速報

月例給、特別給(ボーナス)ともに引上げ 55歳を超える職員の昇給抑制

長野県人事委員会勧告内容(概略)

月例給

人事院が勧告した俸給表に準拠することを基本としつつ、本県における民間給与水準を重視し、一律の水準調整を行うことにより、給料月額を引上げ改定

ボーナス

民間の支給割合との均衡を図るため引上げ 4.30 月分 → 4.40 月分
再任用職員については 0.05 月分引上げ 2.25 月分 → 2.30 月分

		6月期	12月期
2022 年度	期末手当 (再任用)	1.20 月 (支給済み) 0.675 月 (支給済み)	1.20 月 (現行 1.20 月) 0.675 月 (現行 0.675 月)
	勤勉手当 (再任用)	0.95 月 (支給済み) 0.45 月 (支給済み)	1.05 月 (現行 0.95 月) 0.50 月 (現行 0.45 月)
2023 年度	期末手当 (再任用)	1.20 月 0.675 月	1.20 月 0.675 月
以降	勤勉手当 (再任用)	1.0 月 0.475 月	1.0 月 0.475 月

※勤勉手当に反映のため、会計年度職員については引上げなし

55歳を超える職員の昇給制度の見直し

定年引上げの実施及び国や他の都道府県との均衡を踏まえ、標準の勤務成績では昇給しないこととし、勤務成績が特に良好な場合は 1 号俸以上の昇給に抑制する。

実施時期

2023 年 4 月 1 日から実施。

ただし、期末手当及び勤勉手当は 2022 年 12 月 1 日から実施

今回の勧告のポイント

(1) 給料表の改定と期末手当と勤勉手当の支給割合

今回の県人勧では、本年の職員給与と民間給与との比較に基づき、月例給を 0.22%、一時金を 0.10 月引き上げるものとなりました。春闘期の闘いにより 3 年ぶりの引き上げ勧告とはなりませんが、この間の急激な物価高騰に対抗するにはまだまだ不十分です。

給料表の改定について、国では 30 歳代半ばまでとなっていた一方で、県人勧では若年層に重点を置きつつも、一律の水準調整(全世代での引き上げ)につながりました。若年層も国の水準を超えた賃上げで、高齢層(含再任用)もわずかですが改善が及んでいます。一時金については国と同様勤勉手当に充てられました。引き上げとはなったものの、この間引き下げられたのは期末手当です。期末手当しか支給されない会計年度任用職員にとっては、引き下げられることはあっても引き上げられることはない極めて不当なものとなっています。

(2) 55歳を超える職員の昇給抑制

昨年は「報告」として言及された「55 歳昇給停止措置」が残念ながら勧告に盛り込まれました。全国で 8 県となっていた未実施県でも軒並み勧告されており、国の圧力が強化されたことが伺えます。

※同送した「地公労声明」も合わせてご確認ください。